

静岡県告示第600号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地(住所)	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地(住所)	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
一般財団法人 静岡県交通安 全協会森地区 支部	周智郡森町森 <u>1524の1番地</u>	周智郡森町森 <u>1524の1番地</u> 袋井警察署森分 庁舎内	一般財団法人 静岡県交通安 全協会森地区 支部	周智郡森町森 <u>1524の4番地</u>	周智郡森町森 <u>1524の4番地</u> 袋井警察署森分 庁舎内
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定は平成26年1月29日から適用する。